

# 土壌汚染対策法の届出案内

～一定規模以上の土地の形質の変更の届出～

届出様式は、盛岡市公式ホームページからダウンロードすることができます。方法は以下のとおりです。

盛岡市公式ホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp/>

- ・トップページ>オンラインサービス>申請書>環境・ごみ>環境保全・公害防止
- ・トップページ>広報 I D 1015234

届 出 窓 口

盛岡市環境部環境企画課

TEL 019-651-4111 内線 8416～8419

<直通> 019-613-8419

(平成31年4月1日現在)

土壤汚染対策法（平成14年法律53号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、一定規模以上の土地の形質の変更<sup>※1</sup>をしようとする者は、着手する日の30日前までに届け出なければならないとされています。

届出のあった土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められるときは、法第4条第3項の規定により、市長は土地所有者等に対し土壤の調査を命令することができます。

※1 ここでいう「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、掘削と盛土の別を問いません。また、異なる敷地で行われる行為であっても、同一の事業の計画や目的の下で行われるものか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、土地の形質の変更部分の面積が一定規模以上となる場合には、全体を一つの行為とみて届出の対象とします。

## 1 届出が必要となる行為

盛岡市内で、盛土及び掘削の面積の合計が次の規模以上の土地の形質の変更をする場合は法第4条第1項に基づく届出が必要です。

- ◆ 3,000㎡以上の土地の形質の変更
- ◆ 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場もしくは事業場の敷地又は法第3条第1項に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場もしくは事業場の敷地（土壤汚染状況調査結果を市に報告した敷地、法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地<sup>※2</sup>を除く。）については、900㎡以上の土地の形質の変更

なお、土地の形質の変更の面積が一定規模以上であっても**盛土のみの場合は届出不要**です。また、次の例外行為に該当する場合も届出は不要です。

(1) 法第3条第1項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更<sup>※2</sup>

(2) 次に掲げる軽易な行為等

① 次のいずれにも**該当しない**行為

- ア 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
- イ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと
- ウ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること

② 農業を営むために通常行われる行為（耕起等）であって、①アに該当しないもの

③ 林業の用に供する作業路網の整備であって、①アに該当しないもの

④ 鉱山（鉱山保安法に規定する鉱山）関係の土地において行われる土地の形質の変更

⑤ 市が指定した土地の形質の変更<sup>※3</sup>

(3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

※2 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地で、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の盛岡市の確認を受けた土地については、900㎡以上の土地の形質の変更をする場合に、**法第3条第7項に基づく届出**が必要です。

※3 市が法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壌が存在するおそれがない又は土地の土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められる土地。

## 2 届出の義務者

**土地の形質の変更をしようとする者**(具体的には、その施工に関する計画の内容を決定する者)が届出をすることとされています。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者が該当します。

## 3 届出の期限

**土地の形質の変更に着手する日の30日前まで**に届出を行ってください。ここでいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為を含みません。

## 4 届出書類

### (1) 届出窓口

原則的に、盛岡市役所環境部環境企画課(盛岡市若園町2番18号 盛岡市役所若園町分庁舎4階)へ直接お持ち下さい。

### (2) 提出部数

2部(1部は写しで構いません。届出書受理後、1部は返却します。)

### (3) 提出書類一覧

- ① 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書(様式第六)
- ② 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地図(縮尺1:2,000~10,000程度)
- ③ 土地の形質の変更の場所及び深さの範囲を明らかにした平面図、立面図及び断面図(工事図面の写しでも可。掘削部分と盛土部分を区別して表示してください。)
- ④ 土地所有者等の土地の形質変更の実施についての同意書(土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合に必要です。)

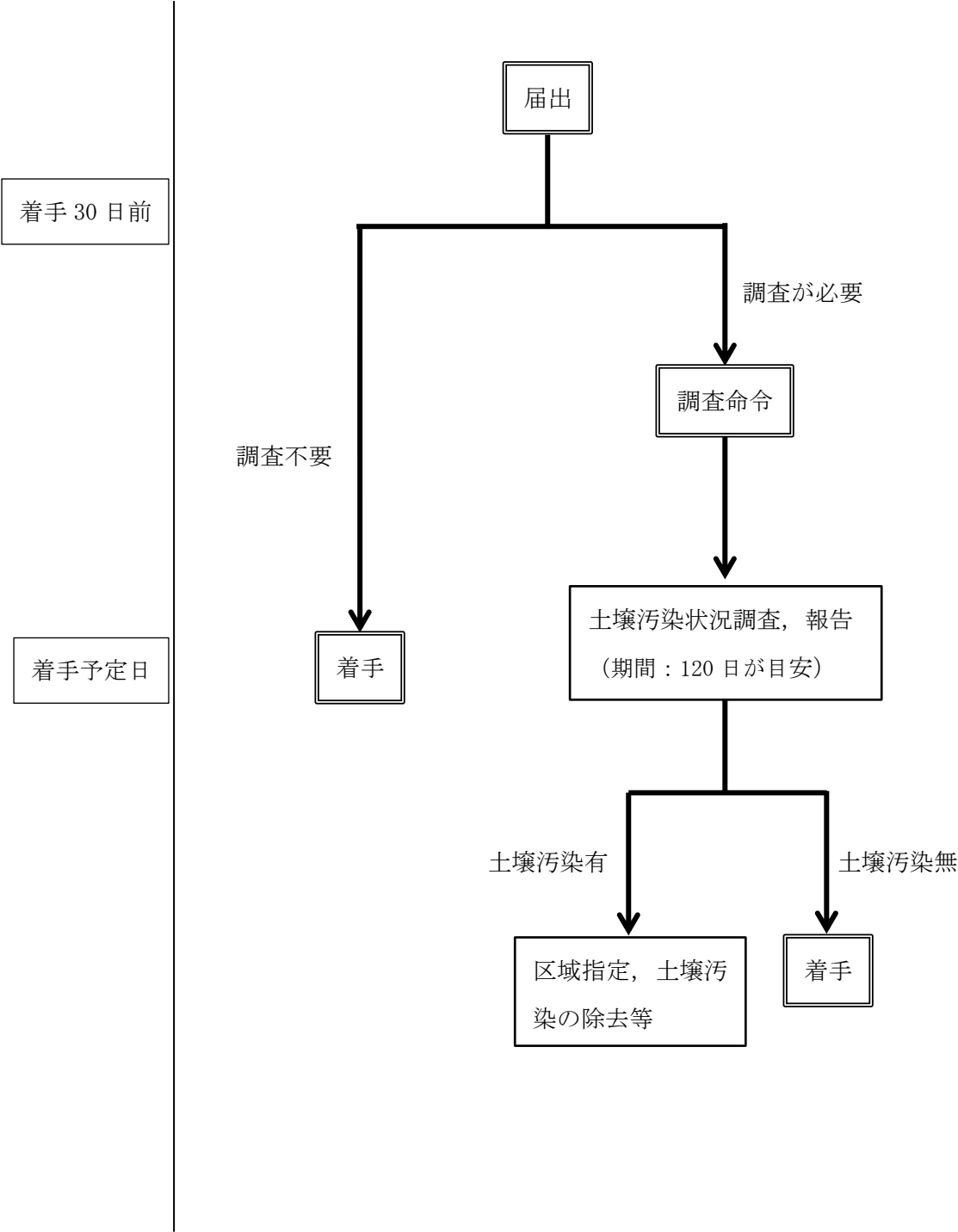
### ⑤ 土地利用履歴書(提出任意)

過去にその土地で製造、使用又は処理されていた特定有害物質に係る情報等をお持ちの場合は、添付をお願いします。

### ⑥ 土壌汚染状況調査結果報告書(様式第七、提出任意)

土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の特定有害物質による汚染の状況について指定調査機関が環境省令で定める方法により調査したもの。

5 届出の流れ



**記入例**

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

盛岡市長 様

届出者 〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 △△ △△ 印  
□□市△△町〇番〇号

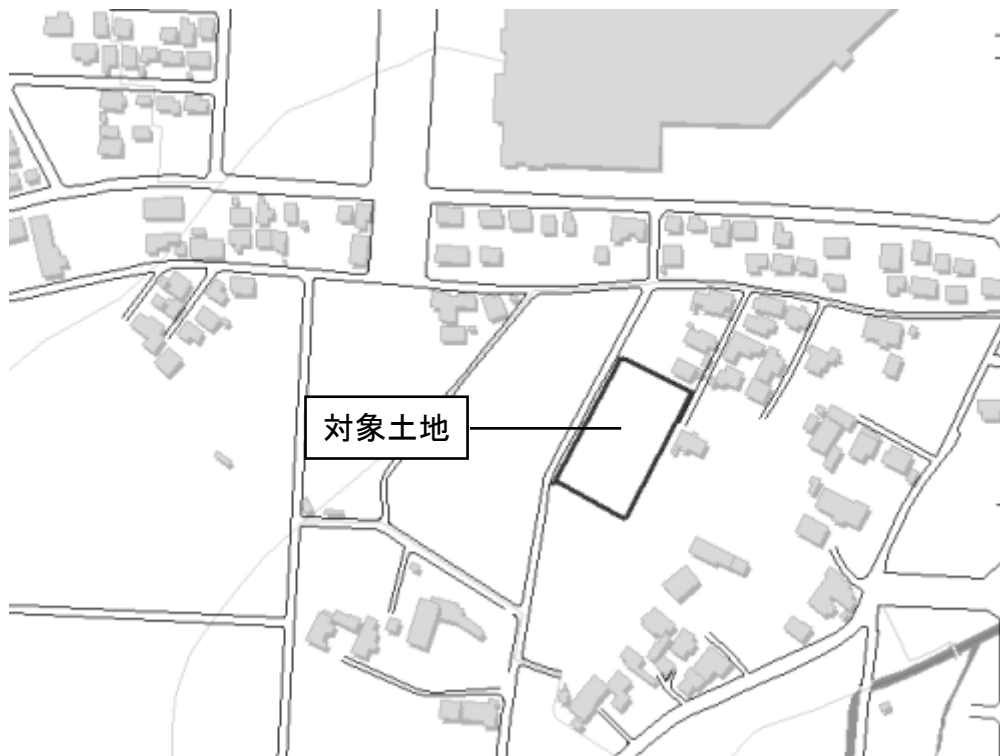
第3条第7項  
第4条第1項  
土壤汚染対策法の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

|   |   |  |
|---|---|--|
| 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地  | 【住居表示】 〇町〇番〇号<br>【地番表示】 〇町△番△, 同番□<br>(別添地図を参照) | 形質の変更の対象となる土地すべての所在地を記入。複数の筆にわたる場合は、別紙で一覧表を添付しても可。 |
| 土地の形質の変更の場所   | 【地番表示】 〇〇町△番△の一部<br>(別添地図を参照)                   | 実際に形質の変更を行う土地の所在地。                                 |
| 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ                       | 【面積】 〇〇㎡ (うち掘削部分△△㎡)<br>【深さ】 □m                 | 土地の形質が変更される部分の面積及び深さ。                              |
| 土地の形質の変更の着手予定日  | 〇〇年△△月□□日                                       | 土地の形質を変更する日。                                       |
| 法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合           | 工場又は事業場の名称                                      | /  |
|   | 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地                            |  |
| 現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合 | 有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称                    | /  |
|   | 有害物質使用特定施設の種類                                   |  |
|   | 有害物質使用特定施設の設置場所                                 |  |
|   | 特定有害物質の種類                                       |  |

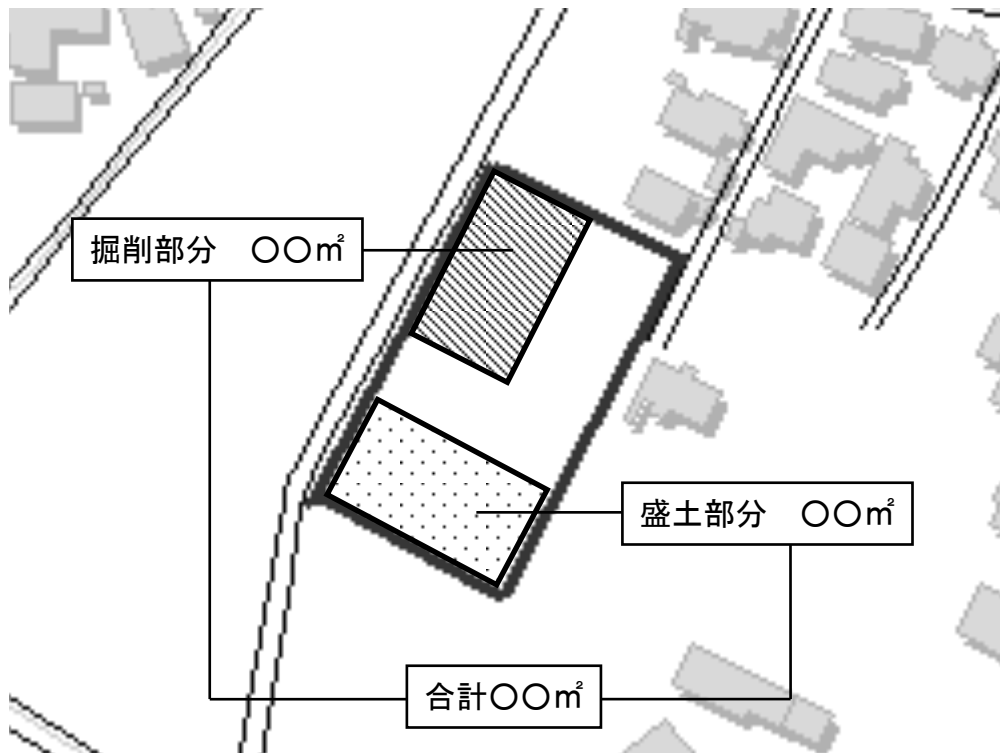
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

【地図の例】

地図1 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地図



地図2 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地図





## 盛岡市環境部環境企画課

〒020-8531

盛岡市若園町2番18号／若園町分庁舎

電話番号 019-613-8419 (ダイヤルイン)

019-651-4111 (代表)

FAX番号 019-626-4153

E-mail [kankyou@city.morioka.iwate.jp](mailto:kankyou@city.morioka.iwate.jp)

## 〈若園町分庁舎案内図〉

